

Web利用明細サービス利用特約

第1条（目的）

本特約は、Webサービス規約に基づき、東武カードWebサービスの利用登録をおこなった東武カードの正会員が、当社発行の東武カードにかかる利用代金明細書（以下「利用明細書」という）を郵送による方法に代えて電磁的方法により受領するWeb利用明細サービス（以下「利用明細照会」という）を利用することについて定めたものです。家族会員は、利用明細照会を利用いただけません。また、東武カードの内、利用明細照会を利用いただけない一部のカードがあります。

第2条（利用明細照会の利用）

利用明細照会の利用を希望する会員は、本特約を承認したうえで当社の定める方法により利用明細照会の利用登録をおこなうものとします。利用登録が完了した場合に、会員は利用明細照会を利用できるものとします。なお、利用明細照会はパソコン等によってインターネット接続できる環境を整えていることを前提とします。

第3条（利用明細照会の登録と通知方法）

1. 会員は、当社が指定するウェブサイトで10日から翌月9日までに所定の方法で利用明細照会を登録することにより、翌月16日以降に当該ウェブサイトに更新（作成）される電子化された利用明細書の情報にアクセスし、閲覧、内容の確認、利用明細書データを会員のパソコン等にPDF等当社所定の方法でダウンロードすることとします。なお、当社は利用明細書を更新（作成）した場合、あらかじめ登録された会員の電子メールアドレスへ通知します。
2. 利用明細照会を利用する会員は、通信上のトラブル、インターネット環境などにより、利用明細の照会ができない場合があることをあらかじめ承認するものとします。
3. 会員の利用明細照会利用期間中は、当社から会員への利用明細書の郵送は停止するものとします。

第4条（電子メールアドレス）

1. 利用明細照会を利用する電子メールのアドレスは、パソコン（スマートフォンを含む）用電子メールのアドレスとし、携帯電話用電子メールのアドレスは利用明細照会に利用できないこととします。
2. 会員は、電子メールのアドレス変更を行った場合には、遅滞なく当社ホームページのサービスメニューから変更をおこなうものとします。

第5条（郵送による通知への変更）

会員は、利用明細書について、当社所定の方法で申し出ることにより、いつでも、電磁的方法による提供から郵送により通知する方法に変更することができます。なお、この場合当社所定の発行費用をご負担いただく場合があります。

第6条（利用明細照会の中止等）

1. 会員が利用明細照会の解約を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとし、以降のご利用明細書は郵送で送付するものとします。

2. 利用明細書の更新（作成）を通知する電子メールが不着と認識されたときは、当該利用明細書に係る明細サービスは中止されます。

3. 当社は、会員について、以下にいずれかの事由が発生した場合、会員の承諾を得ることなく利用明細照会の提供を終了します。なお、この場合、当社は当該会員に対し終了通知は行いません。ただし、（1）の場合、当社が利用を認めた期間に限り、引き続き、利用できるものとし、

（1）会員が解約等により資格を喪失した場合

（2）当社が会員に宛てた電子メールが一定期間連続して不着になった場合

（3）当社が不相当と判断した場合

4. 本条により利用明細照会が、中止・解約等された場合、当社は利用明細書を会員宛に郵送します。ただし、中止・解約等の事由が毎月10日から16日の間に発生したときは、利用明細書の郵送が遅れることがあることをあらかじめ承認するものとします。

第7条（本特約の変更）

本特約を変更する場合は、東武カード会員規約で定める変更方法を準用するものとします。

2022年4月1日